

令和 8 年

第 4 回 阿波市 農業委員会 総会 議事録

阿波市 農業委員会

令和8年第4回 阿波市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和8年4月27日(月)午後1時30分～午後2時22分

2. 開催場所 阿波市役所3階大会議室

3. 出席委員 (18名)

- 1番 米 澤 実
- 2番 片 岡 寛 之 (副会長)
- 3番 板 東 由 裕
- 4番 赤 松 晃 一
- 6番 新 見 正 美 (会長)
- 7番 坂 東 満二郎
- 8番 江 東 幸 和
- 9番 唐 渡 義 伯
- 10番 天 満 仁
- 11番 森 本 定
- 12番 古 本 義 春
- 13番 大 村 敏 信 (副会長)
- 14番 金 山 敬 治
- 15番 竹 内 正 法
- 16番 篠 原 安 博
- 17番 武 澤 守
- 18番 十 川 昭 夫
- 19番 十 川 幸 利 (会長職務代理者)

4. 欠席委員 (1名)

- 5番 糸 谷 徳 文 (中立委員)

5. 議事録署名委員

- 12番 古 本 義 春
- 13番 大 村 敏 信

6. 議事日程

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について(委員会処分)

- 第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請について（知事処分）
第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請について（知事処分）
第4号議案 非農地証明について
第5号議案 農用地利用集積等促進計画の意見聴取について（諮問）
第6号議案 地域計画の変更に係る意見聴取について（諮問）
第7号議案 令和8年度最適化活動の目標の設定等について

- 報告第1号 使用貸借による解約書について
報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知書について
報告第3号 2アール未満の農地転用届について

7. 農業委員会事務局職員

事務局長 伊坂典恭
係長 原田裕人
係長 原田昂
主事 植原諒

8. 会議の概要

午後1時30分 開会

【事務局】

ただ今から、令和8年第4回阿波市農業委員会総会を始めさせていただきます。着座にて進行させていただきます。はじめに、新見会長からご挨拶を申し上げます。

【議長】

皆様、こんにちは。新年度を迎えご多忙の中、総会にお集まりいただきありがとうございます。今年度も昨年度同様、多くの申請案件が寄せられることが予想されます。一つひとつの案件に丁寧に対応するため、委員の皆様にはお手数をおかけすることもあるかと思いますが、何卒ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。それでは、簡単なご挨拶ではございますが、これより総会を始めさせていただきます。なお、進行は着座にて失礼いたします。

【議長】

それでは、会議を始めます。ただ今の出席委員数は、18名で定足数に達しておりますので、これより令和8年第4回阿波市農業委員会総会を開会いたします。

す。

【議 長】

続きまして、議事録署名者を決定したいと思いますが、議長より指名することにご異議ございませんか。

(「異議なしの声」あり)

【議 長】

それでは、指名させていただきます。議事録署名者には、12番古本委員、13番大村委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

【議 長】

本日の議案は、第1号から第7号までの7議案となっております。また、報告事項につきましては、第1号から第3号までの3件となっておりますので、議案審議終了後、事務局よりご報告いたします。なお、発言のある方は、挙手の上、議長の許可を受けてから、発言をしていただくようお願いいたします。それでは、審議に入らせていただきます。

【議 長】

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について(委員会処分)を議題といたします。事務局の説明を求めます。

○事務局(植原)第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請(委員会処分)についてですが、今月の申請は3件ですが、案件番号3番は農地法第3条の規定による許可申請の取下願が提出されたため、2件となります。内訳としまして、売買が1件、贈与が1件となっております。座らせて頂き、議案書と地図資料により説明させていただきます。

それでは案件番号1 地図は、1ページから2ページをご参照ください。申請内容は議案書のとおり。地目は田、面積は919㎡ 契約内容は、売買となっております。譲受人と家族が農作業に従事し、水稻や菜の花等を作付け予定です。

続きまして、案件番号2 地図は3ページから6ページまでをご参照ください。申請内容は議案書のとおり。地目は田、面積は併せて1,487㎡ 契約内容は、贈与となっております。譲受人と家族が農作業に従事し、水稻を作付け予定です。

以上、説明しました案件については、機械、労働力、通作距離及び周辺地域と

の関係も問題がなく、農地法第3条第2項各号の不許可事由には該当せず、資格要件をすべて満たしているものと思われます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

【議 長】

ただ今、事務局から説明がありましたが、担当委員に現地調査をしていただいておりますので、補足説明をお願いします。番号1番を10番天満委員にお願いします。

○10番（天満委員）10番天満です。この農地につきましては長年、家庭菜園に利用されているんですけども譲受人は、引き続いて農業での利用を考えているということで特に問題はないと考えております。ご審議をよろしく願いいたします。

【議 長】

ありがとうございました。つづきまして、番号2番を13番大村委員にお願いします。

○13番（大村委員）13番大村です。事務局の説明の通りで、譲渡人は高齢で身寄りもなく、耕作できない状態です。譲受人は専業農家であり、継続して水稻を作付けするというので、何の問題もないと思います。以上、よろしく願いいたします。

【議 長】

事務局並びに担当委員から、第1号議案について説明がありました。これについて質疑はございませんか。

（「質疑なしの声」あり）

【議 長】

質疑がないようなので、本案を承認することに異議ありませんか。

（「異議なしの声」あり）

【議 長】

異議なしと認めます。従いまして、第1号議案については、原案どおり許可す

ることに決定しました。

【議 長】

次に、第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請について（知事処分）を議題といたします。事務局の説明を求めます。

○事務局（原田）第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請について（知事処分）を説明いたします。申し訳ありませんが、座って説明させていただきます。

それでは番号1申請の所在地は、議案書のとおり地目は、田 転用面積は、1,980 m²の内 0.429 m² 農地区分は、第1種農地 転用目的は、「営農型太陽光発電施設」での更新申請です。農業委員会の不相当項目はございません。地図資料12ページから13ページを合わせてご参照ください。申請地は、土成町の「阿波市立御所小学校」から南へ約850mに位置する農地で、農業公共投資の対象となった農地であることから第1種農地と認められます。申請地は、【一時的な利用に供するために行うもの】とある第1種農地の不許可の例外規定に該当します。今回の申請地については、北側と南側に既存壁で二段に分かれており、営農型太陽光発電の実務用Q&Aにあります「太陽光発電施設下部とそれ以外の部分とで明確に区分できる場合」に該当すると思われ下部農地としては、北側上部817 m²を太陽光下部農地としてみています。南側下部の農地は水稻を作付け予定です。転用者は令和5年3月に一時転用許可を受けており許可後1回目の更新申請です。下部農地では「シキミ」を作付しています。作付け後令和8年度で3年目を向かえます。太陽光発電設備下部での、「シキミ」の栽培の影響については、生育への悪影響はなく、想定している遮光下の条件でも、十分な収量が確保できるとの意見が有識者である●●●から添えられております。施設の概要ですが、支柱の高さは、最低地上高として2mを計画しており、農林水産省の基準を満たしており、十分な作業空間を確保していると思われ。収量についてですが、「シキミ」の地域単収は、●●●の3年間の栽培実績を参考としています。この方は、●●●で、栽培実績は10アール当たり770kgです。今回のパネル下部での単収見込は、定植後6年目で10aあたり500kg、10年目以降では780kgの収穫を目指しております。次に、労働力の確保についてですが、予定では転用者本人と家族の計3名で営農を行う予定です。地域単収の参考とした●●●よりから営農指導を適時受ける予定です。また、出荷先についてですが、●●●へ出荷することを予定しています。定植後3年目でありまだ生育途中のため収穫は無いですが、3年間の一時転用ということや、転用終了後の原状回復計画書、営農が適切に行われなかった場合に、設備を撤去するなどの確認書なども添付されていることから、周辺の農地には影響

がないものと思われます。事業計画については適当と認められますので、当該申請につきましては許可やむを得ないと思われます。

番号2番申請の所在地は、議案書のとおり 地目は、田 面積は、175 m² 転用目的は、「駐車場」です。地図資料14ページを併せてご参照ください。申請地は、阿波町の「阿波市役所阿波支所」から南西へ約750mに位置する農地で、農業公共投資の対象となっていない農地であることから、第2種農地と認められます。申請者は●●●申請地は自己所有で自宅の南に隣接し利便性に富んでいるため、駐車場として利用していました。農地法を理解せずに許可なく駐車場として整地してしまったため、この度整地した部分だけを分筆し、始末書を付けて申請するにいたしました。現況は、クラッシャーを入れ踏み固められており、新たな造成はなく、現況のまま利用するため土砂の流出等の恐れは無いものと思われます。給水はなく、排水については雨水のみで敷地内で地下浸透させることから周辺の農地には影響がないものと思われます。

番号3番申請の所在地は、議案書のとおり 地目は、畑 面積は、109 m²の内23.64 m² 転用目的は、「宅地」です。地図資料16ページを併せてご参照ください。申請地は、阿波町の「阿波市立林小学校」から北西へ約1.4kmに位置する農地で、農業公共投資の対象となっていない小集団で生産性の低い農地から、第2種農地であると認められます。申請地の一部は、自己所有の宅地及び原野と一体で利用している住宅への進入路となっております。土地を相続し、その後近隣での太陽光発電施設設置に伴う境界確認を行っていたところ、宅地への進入路が農地の一部に設置されていることがわかったため、この度始末書をつけて一部転用の申請に至りました。新たな造成は無く、現況のまま利用するため土砂の流出等の恐れは無いものと思われます。給水はなく、排水については雨水のみで敷地内で地下浸透させることから周辺の農地には影響がないものと思われます。

以上、第2号議案につきましては、その他、必要書類も添付されています。事務局の現地調査等も問題ありません。農地法第4条第6項の許可要件を満たしていると思われますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。

【議 長】

ただ今、事務局から説明がありましたが、担当委員に現地調査をしていただいておりますので、補足説明をお願いします。番号1番は、事務局の通り問題ないと5番糸谷委員から報告を受けています。

【議 長】

つづきまして、番号2番を16番篠原委員に申し上げます。

○16番（篠原委員）16番篠原です。先ほど事務局の説明の通りであります。現状も駐車場にクラッシャーをしいております。始末書案件ということで、審議のほどよろしく願いいたします。

【議 長】

ありがとうございました。つづきまして、番号3番を19番十川委員に願います。

○19番（十川委員）19番十川です。番号3については、先ほど事務局の言う通り、相続した土地をうっかりそのまま庭として利用して、登記上で農地ということで今回の提出となりました。何ら問題ないと思います。よろしく願います。

【議 長】

ありがとうございました。事務局並びに担当委員から、第2号議案について説明がありました。これについて、質疑はございませんか。

（「質疑なしの声」あり）

【議 長】

質疑がないようなので、本案を承認することに、異議ありませんか。

（「異議なしの声」あり）

【議 長】

異議なしと認めます。従いまして、第2号議案については、原案のとおり、許可相当として、県知事に意見を送付することに決定しました。

【議 長】

次に、第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請について（知事処分）を議題といたします。事務局の説明を求めます。

○事務局（原田）続きまして第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請について（知事処分）を説明いたします。最初に議案書の訂正をお願いいたします。案件番号6番の契約内容が所有権移転となっておりますが、正しくは賃貸借権の設定です。

番号1番申請の所在地は、議案書のとおり 地目は、全て畑 面積は、併せて2,848㎡ 転用目的は、「駐車場」で、「所有権の移転」です。地図資料の18ペ

一ジを併せてご参照ください。申請地は、吉野町の「徳島県立阿波高校」から北西へ約 250m に位置する農地で、農業公共投資の対象となった農地であることから第 1 種農地と認められますが、「集落に設置されるもの」とある第 1 種農地の不許可の例外規定に該当するものと思われる。転用者は●●●を営んでいます。●●●駐車場を新たに確保したいと考えていたところ、農地の管理に苦慮していた所有者と話がまとまり申請に至りました。土地の造成等については、整地のみで、周囲の壁もそのまま利用するため土砂の流出は無いと思われま。給水については必要なく、排水は雨水のみで敷地内で地下浸透及び●●●の集水桝にて処理することから周辺の農地には影響しないと思われま。

番号 2 番申請の所在地は、議案書のとおり 地目は、畑 面積は、839 m²の内 90.99 m² 転用目的は、「進入路」で、「使用貸借権の設定」です。地図資料の 20 ページを併せてご参照ください。申請地は、土成町の「徳島県立吉野川高等学校土成農場」から南東へ約 1.3km に位置する農地で、農業公共投資の対象となっていない小集団で生産性の低い農地から、第 2 種農地であると認められます。転用者の住宅が隣にあり、本申請地の一部を住宅への進入路として今まで利用していました。この度農地法の許可を得ていないことがわかったため、始末書を付けて申請するに至りました。土地の造成はなく、現況のまま利用するため土砂の流出はないものと思われま。給水は必要なく、排水は雨水のみで地下浸透及び転用者所有の既存側溝にて対応することから周辺の農地には影響しないと思われま。

番号 3 番申請の所在地は、議案書のとおり 地目は、田 面積は、併せて 2,504 m² 転用目的は、「農業用倉庫」で、「所有権の移転」です。地図資料の 22 ページを併せてご参照ください。申請地は、市場町の「阿波市立八幡小学校」から南西へ約 600m に位置する農地で、農業公共投資の対象となった農地であることから第 1 種農地と認められますが、「農業用施設に供するもの」とある第 1 種農地の不許可の例外規定に該当するものと思われる。転用者は大規模に農業を営んでいます。この度事業拡大に向けて大型の農業用倉庫が必要になり、事務所から近い代表が所有する農地を転用する運びとなりました。土地の造成等については、建物底地は盛土後コンクリート舗装、駐車場部分は不陸整地後、碎石を敷き詰める計画であり、周囲の壁より低いレベルで造成するため土砂の流出は無いと思われま。給水については必要なく、排水は雨水のみで敷地内で地下浸透させる計画であり、周辺の農地には影響しないと思われま。

番号 4 番申請の所在地は、議案書のとおり 地目は、田 面積は、1,485 m² 転用目的は、「太陽光発電施設」で、「所有権の移転」です。地図資料 24 ページを併せてご参照ください。申請地は、市場町の「阿波市立市場小学校」から南西へ約 350m に位置する農地で、農業公共投資の対象となっていない小集団で生産性

の低い農地から、第2種農地であると認められます。転用者は太陽光発電事業を営んでおり、新たな事業地を探していたところ、農地の管理に苦慮していた所有者と話がまとまりこの度の申請に至りました。土地の造成は無く、除草後整地するのみであり、土砂の流出等の恐れはないものと思われます。給水は必要なく、排水については雨水のみで、敷地内で地下浸透させる計画であることから、周辺の農地には影響がないものと思われます。

番号5番申請の所在地は、議案書のとおり 地目は、畑 面積は、82.33㎡ 転用目的は、「宅地への進入路」で、「所有権の移転」です。地図資料の26ページを併せてご参照ください。申請地は、市場町の「阿波市役所本庁」から西へ約500mに位置する農地で、農業公共投資の対象となった農地であるが、市役所から500m未満の距離に立地していることから第2種農地に該当するものと思われます。申請地は15年ほど前から宅地への進入路として利用されてきました。この度転用者が隣接の宅地を取得したところ進入路が違反状態であることが発覚したため、違反解消に向け、現況に合わせて分筆し、土地所有者の始末書を付けて申請するにいたりました。土地の新たな造成はなくコンクリートで固められており、既存壁もあるため土砂の流出はないものと思われます。給水は必要なく、排水は雨水のみで道路側溝への自然流下及び敷地内で処理することから周辺の農地には影響しないと思われます。

番号6番申請の所在地は、議案書のとおり 地目は、田 面積は、662㎡ 転用目的は、「駐車場」で、「賃借権の設定」です。地図資料の28ページを併せてご参照ください。申請地は、阿波町の「阿波市立久勝小学校」から南東へ約700mに位置する農地で、農業公共投資の対象となった農地であることから第1種農地と認められますが、「集落に設置されるもの」とある第1種農地の不許可の例外規定に該当するものと思われます。転用者は●●●を営んでおり、●●●この度事業拡大を図るうえで駐車場が手狭となっているため、事務所付近で新たに土地を確保したいと考えていたところ、農地の管理に苦慮していた所有者と話がまとまり申請に至りました。土地の造成等については、表土をすきとり良質土とクラッシャーを入れ整地する計画であり、現況高からの変更はなく周囲の壁より低いため土砂の流出は無いものと思われます。給水については必要なく、排水は雨水のみで敷地内で地下浸透させることから周辺の農地には影響しないと思われます。

番号7番申請の所在地は、議案書のとおり 地目は、田 面積は、332㎡ 転用目的は、「資材置場」の一時転用で、「賃借権の設定」です。地図資料の30ページを併せてご参照ください。申請地は、阿波町の「阿波市立伊沢小学校」から東へ約200mに位置する農地で、阿波市農業振興地域整備計画における農用地区域内農地ですが、農地法施行令第4条第1項第1号イ規定の「申請に係る農地を

仮設工作物の設置その他一時的な利用に供するために行うものであって当該利用目的を達成する上で当該農地を供することが必要であると認められる場合」とある不許可の例外規定に該当すると思われます。転用者は阿波市で、阿波市道東原13号線の道路改良事業により、東原25番の土地を25番1、25番4に分筆し、25番4は阿波市が買収し道路区域として利用、本申請地である25番1を一時転用で資材置場として利用する計画です。なお、市導認定をしている道路区域は転用不要案件となっています。土地の造成等については、表土をすきとり後転圧し、重機、資材置場となる箇所には敷鉄板をする計画で、周囲より低く壁もそのまま利用するため土砂の流出は無いと思われます。また、工事終了後は、敷鉄板を撤去し、表土を埋め戻して農地に復元する計画となっています。一時転用の期間は、許可後2年間となっています。給排水については必要なく、雨水は地下浸透にて処理することから周辺の農地には影響しないと思われる為、許可やむを得ないと思われます。

番号8番申請の所在地は、議案書のとおり 地目は、畑 面積は、283㎡ 転用目的は、「駐車場」で、「所有権の移転」です。地図資料32ページを併せてご参照ください。申請地は、阿波町の「阿波市立林小学校」から北東へ約500mに位置する農地で、農業公共投資の対象となっていない小集団で生産性の低い農地から、第2種農地であると認められます。転用者は申請地の隣接地に居住しています。住宅の駐車スペースがあまりなく、親族が集まる時などは近隣の家に住めさせてもらっているのが現状です。そこで、来客や親族が集まるときの駐車スペースを確保したいと考えていたところ、農地の管理に苦慮していた所有者と話がまとまりこの度の申請に至りました。土地の造成は、表土をすきとった後、碎石を敷き詰める計画であり、現況とレベルは変わらないため、土砂の流出等の恐れはないものと思われます。給水は必要なく、排水については雨水のみで、敷地内で地下浸透させる計画であることから、周辺の農地には影響がないものと思われます。

番号9番申請の所在地は、議案書のとおり 地目は、田 面積は、2,099㎡のうち645㎡ 転用目的は、「太陽光発電施設」で、「賃借権の設定」です。地図資料34ページを併せてご参照ください。申請地は、阿波町の「阿波市立林小学校」から東へ約850mに位置する農地で、農業公共投資の対象となっていない小集団で生産性の低い農地から、第2種農地であると認められます。転用者は太陽光発電事業を営んでいます。本申請地では今まで営農型太陽光発電事業を行ってまいりました。制度の変更に伴い、本申請地での営農型の事業実施が難しくなってきました。そこで、2種農地でもあるため事業方針を転換し、野建ての太陽光発電事業を今後行っていくこととし、この度の申請に至りました。土地の造成は無く、除草するのみであり、土砂の流出等の恐れはないものと思われます。給水は必要

なく、排水については雨水のみで、敷地内で地下浸透させる計画であることから、周辺の農地には影響がないものと思われます。

以上、第3号議案の案件につきましては、その他、必要書類も添付されています。事務局の現地調査等も問題ありません。農地法第5条第2項の許可要件を満たしていると思われますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。

【議 長】

ただ今、事務局から説明がありましたが、担当委員に現地調査をしていただいておりますので、補足説明をお願いします。番号1番を3番板東委員にお願いします。

○3番（板東委員）3番板東です。事務局の説明の通りで、長年にわたる●●●の悲願が達成したというふうに聞いております。何ら問題ないと思います。

【議 長】

ありがとうございました。つづきまして、番号2番を私、6番新見が説明します。

○6番（新見委員）概要については、事務局説明の通りです。4月25日に現地確認し、申請者に聞き取りをしたところ、現在市外に在住していて、購入した建物と土地の進入路として使用するということで、やむを得ないと考えております。

【議 長】

つづきまして、番号3番を8番江東委員にお願いします。

○8番（江東委員）8番江東です。2年前に譲受した土地で現在雑草地なんです。が今回、農業用倉庫を建てるということで問題ないと思います。よろしく申し上げます。

【議 長】

ありがとうございました。つづきまして、番号4番を10番天満委員にお願いします。

○10番（天満委員）10番天満です。4番の案件につきまして現場確認と譲渡人から状況を聞きました。これまで管理を知り合い任せしていた土地で、水源がな

いということで、以前から処分を考えておりました。今回太陽光発電施設の話が進み申請となりました。特に周辺への影響はないと考えますのでご審議よろしくをお願いいたします。

【議 長】

ありがとうございました。つづきまして、番号5番を11番森本委員にお願いします。

○11番（森本委員）11番森本です。この土地には、現在住宅が建っており、譲渡人から、譲受人が購入してすでに住宅に住んでおります。譲渡人は、会社に勤めており、また隣接した田が一反ほどあるんですが、今回の申請に間に合わなかったんですが、購入して農業をしたいそうです。この住宅の入口や駐車場が狭いので今回の申請になりました。

【議 長】

ありがとうございました。つづきまして、番号6番を15番竹内委員にお願いします。

○15番（竹内委員）15番竹内です。18日に聞き取りと現地の確認を行いました。譲渡人は高齢で施設に入居されており、娘さんに話を聞きました。申請地は住宅がある一面の農地で、耕作せず草が生えたら刈るというような状態の管理をしていました。譲渡人の農地に接するところに譲受人の家があり、駐車場が欲しいということで、双方で話し合い申請に至ったということです。また、パイプ配管については工事にかかるときには改良協議をするので問題ないと思います。ご審議よろしく申し上げます。

【議 長】

ありがとうございました。つづきまして、番号7番を16番篠原委員にお願いします。

○16番（篠原委員）16番篠原です。7番ですが、先ほど事務局の説明の通りであります。志度山川線は長いことできなかったんですができたようです。資材置き場の一時転用ということで2年後にはまた復元するというような条件でございまして、別に問題ないと判断をいたしました。以上でございまして。よろしく申し上げます。

【議 長】

ありがとうございました。つづきまして、番号8番・9番を18番十川委員にお願いします。

○18番(十川委員)18番十川です。8番ですが事務局の説明があつた通り譲受人の家の進入路が狭くて入りにくく、また親族とか来たときに駐車場がないということと、譲渡人の農地は石が多くて畑ができるような土地でなく困っていたところ今回話がまとまりました。特に農地としても利用できないので仕方ないのかなと思います。9番につきましても事務局の説明通り問題ないと思います。ご審議よろしくをお願いします。

【議 長】

ありがとうございました。事務局並びに担当委員から、第3号議案について説明がありました。これについて、質疑はございませんか。

(「質疑なしの声」あり)

【議 長】

質疑がないようなので、本案を承認することに、異議ありませんか。

(「異議なしの声」あり)

【議 長】

異議なしと認めます。従いまして、第3号議案については、原案のとおり、許可相当として、県知事に意見を送付することに決定しました。

【議 長】

次に、第4号議案 非農地証明についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

○事務局(伊坂)第4号議案 非農地証明について、ご説明いたします。番号1番議案書4ページ、地図資料は36、37ページを合わせてご覧ください。土地の所在地は、議案書のとおり。登記地目は田、現況地目は宅地で94㎡でございます。申請者が、所有地の調査をしたところ、申請地が農地であることが確認され、今後、農地へ復元することもないことから、今回の申請に至ったということでございます。添付書類である全部事項証明書、公図の写しほか、すべて添付され、経過を裏付ける日本地図センターの航空写真も添付されています。また、20年以上農地性がないことから、農地法第2条に規定する農地と、判断できない

と思われ、非農地証明の基準を満たしていると思われます。ご審議のほど、宜しくお願ひいたします。

【議 長】

ただ今、事務局から説明がありました。担当委員に現地調査をしていただいておりますので、補足説明をお願いします。番号1番を19番十川委員にお願いします。

○19番（十川委員）19番十川です。事務局の説明した通りで、この土地にはすでに家が建っており、転用を知らずとずっと住んでいるので農地には復元できないのが現実となっており仕方がないかと思ひます。

【議 長】

ありがとうございます。事務局並びに担当委員から、第4号議案について説明がありました。これについて、質疑はございませんか。

（「質疑なしの声」あり）

【議 長】

質疑がないようなので、本案を承認することに、異議ありませんか。

（「異議なしの声」あり）

【議 長】

異議なしと認めます。従ひまして、第4号議案については、原案どおり、許可することに決定しました。

【議 長】

次に、第5号議案 農用地利用集積等促進計画の意見聴取について（諮問）を議題といたします。事務局の説明を求めます。

○事務局（植原）第5号議案 農用地利用集積等促進計画についてご説明いたします。この計画は、農地中間管理事業の推進に基づく農地の貸し借り等の申し出について、市町村がとりまとめたもので、農業委員会への諮問、決定を経て、その効果を生じさせるという手続きの流れになっておりまして、今回、令和8年4月22日付け阿農振第184号で阿波市長より諮問を受けております。それでは、別途お配りしております、「令和8年農用地利用集積等促進計画第4号」をご覧下さい。5ページを開いていただきますと、全体の契約件数となっており、36件

88筆 総面積86,909.29㎡ の利用集積となっております。内訳としましては、更新で賃貸借が、33筆 35,955㎡。使用貸借が、11筆8,309㎡。次に、新規で賃貸借が、40筆 40,343.29㎡。使用貸借が、4筆 2,302㎡。なお、解約者につきましては、6,7ページをご覧ください。24件 71筆 55,815㎡となっております。以上、今回諮問の農用地利用集積等促進計画につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしていると思われるので、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

【議 長】

ただ今、事務局から説明がありましたが、質疑はありませんか。

(「質疑なしの声」あり)

【議 長】

質疑がないようなので、第5号議案について、承認することに異議ありませんか。

(「異議なしの声」あり)

【議 長】

異議なしと認めます。従いまして、阿波市長から諮問のありました、第5号議案 農用地利用集積等促進計画の意見聴取については、承認し、計画については、「適当」との意見を付し、市長に提出することに決定しました。

【議 長】

次に、第6号議案 地域計画の変更に係る意見聴取について(諮問)を議題といたします。農業振興課の説明を求めます。

○農業振興課(瀬尾)失礼いたします。今年度より地域計画を担当しております農業振興課の瀬尾と申します。よろしく願いいたします。それでは本日、議案におきまして、「意見の聴取」をお願いしております、「阿波市地域計画の変更」について説明いたします。こちらは農業経営基盤強化促進法の改正に伴い、令和7年3月末で作成したものです。内容はこれから10年後を見据えて地域で管理していく農地の面積を定めて、農地の管理方法や農地の集約化などについて記載したもので、阿波市では小学校区を基準に10地区分を作成しております。本日の変更案では、農地転用を申請するために地区内の農地面積を変更するもの

と農地中間管理機構を利用した農地の貸し借りや解約などが行われたために集積率と各農業者ごとの経営面積を更新するものについて変更したいと考えております。変更箇所については赤字で記載しており、かっこがあるものについてはかっこの中が変更前の数字となっております。以上、大変簡単ではございますが、議案の説明とさせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

【議 長】

ただ今、農業振興課から説明がありましたが、質疑はありませんか。

(「質疑なしの声」あり)

【議 長】

質疑がないようなので、第6号議案について、承認することに異議ありませんか。

(「異議なしの声」あり)

【議 長】

異議なしと認めます。従いまして、阿波市長から諮問のありました、第6号議案 地域計画の変更に係る意見聴取については、承認し、変更については、「適当」との意見を付し、市長に提出することに決定しました。

【議 長】

次に第7号議案 令和8年度最適化活動の目標の設定等についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

○事務局(伊坂) 第7号議案 令和8年度最適化活動の目標の設定等について、ご説明いたします。1ページをご覧ください。まず、最初にⅠの農業委員会の状況についての1の農業委員会の現在の体制についてですが、任命の期間・農業委員・農地利用最適化推進委員の人数は表の通りです。2は農家・農地等の概要でございます。総農家数 2,533 農業経営体数 1,522 基幹的農業従事者数は、2,159人 その内女性が 859人 40代以下が 209人です。この数字は、直近の農林業センサスに基づいて記入しています。次の表の認定農業者から集落営農経営の数字は、農業振興課の資料に基づいて記入しています。耕地面積は、3,450ha 内訳としまして、田が 2,960ha 畑が 490ha です。この数字は、耕地及び作付面積統計に基づいて記入しています。2ページをご覧ください。Ⅱの最適化活動の目標についての1は成果目標の農地の集積であります。現在、管内

の農地面積は 3,450 ha 令和 7 年度末の集積面積が 915 ha です。集積率は 26.5%でございます。次に、今年度の目標は、新規集積面積は 46 ha です。2 は遊休農地の解消についてで、現在阿波市では、1号遊休農地面積 66 ha のうち緑区分（トラクターで耕起できる）農地が 37 ha・うち黄区分（トラクター及び重機で耕起できる）農地が 29 ha となっています。3 ページをご覧ください。新規参入の促進についてです。令和 5 年度は 8 経営体で、面積は 6.4 ha です。令和 6 年度は 15 経営体で、面積は 10.7 ha です。令和 7 年度は 6 経営体で、面積は 5 ha となっています。次に、権利移動面積は、下の表の通りでございます。2 は、最適化活動の活動目標についてです。推進委員などが活動を行う日数は、月に 7 日です。活動強化月間の設定回数は、最低 3 回ということで、下の表のとおりです。次に、新規参入相談会への参加目標についてですが、県が催すイベントに参加させてもらう計画を立てました。以上で、令和 8 年度最適化活動の目標の設定等についての説明を終わります。ご審議のほど宜しくお願いします。

【議 長】

ただ今、事務局から説明がありましたが、質疑はありませんか。

（「質疑なしの声」あり）

【議 長】

質疑がないようなので、第 7 号議案について、承認することに異議ありませんか。

（「異議なしの声」あり）

【議 長】

異議なしと認めます。従いまして、第 7 号議案については、原案どおり、承認することに決定しました。

【議 長】

引き続き、報告事項について、事務局の説明を求めます。

○事務局（植原） それでは、報告第 1 号 使用貸借による解約書について、ご報告いたします。議案書は 5 ページから 7 ページまでとなります。今月は、4 件 16 筆の解約届がございました。内訳としましては、利用集積計画による使用貸借の解約が、4 件 16 筆 となっております。

続きまして、報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知書について、ご報告いたします。議案書は、7ページから11ページまでとなります。今月は、16件34筆の合意解約通知書が出されております。内訳としましては、利用集積計画による賃貸借の解約が、14件30筆、残存小作による解約が2件4筆となっております。以上、報告とさせていただきます。

○事務局（伊坂）続きまして、報告第3号「2アール未満の農地転用届」についてご説明いたします。番号1番、議案書11ページ、地図資料は38・39ページを合わせてご覧ください。土地の所在地は、議案書のとおり、登記地目は畑、現況地目は宅地で登記面積は546㎡でございます、このうち84㎡の転用でございます。転用目的は、「農業用倉庫の敷地の一部」でございます。届出地には、昭和50年ごろから農業用倉庫の敷地の一部として利用してきましたが、最近になり法律的に問題があることを知り農地転用届が提出されました。添付書類もすべて揃っており受理条件を満たしております。以上で、「2アール未満の農地転用届」のご報告とさせていただきます。

【議 長】

報告について以上でございますが、質疑もしくは、ご意見はありませんか。

（「質疑等なしの声」あり）

【議 長】

なければ、以上をもちまして、令和8年第4回阿波市農業委員会総会を閉じることといたします。

なお、次回の総会につきましては、令和8年5月25日（月曜日）午後1時30分から、本庁3階大会議室での開催予定としております。よろしく願いいたします。

（終了時間 午後2時22分）

上記会議の記録に相違ないことを証するため、ここに署名・捺印する。

令和 8年 月 日

議 長

議事録署名委員

議事録署名委員